

横浜ベイブリッジ



次の世代への架け橋として

神奈川県職労  
退職者こだま会報  
No. 16



総会開催御案内

神奈川県職労

「退職者こだま会」

第六回定期総会

・とき

六月一日(金)

午後二時～四時

・ところ

横浜市中区海岸通り一～二

横浜港湾労働会館

(電話)〇四五(201)三八四二

第六回定期総会

議案

(二～五頁参照)

呼びやすく、親しみやすい会へと名称変更で、「厚生会」から変わった「こだま会」

「こだま会」とは、山のこだまのごとく、会員が呼べば、その要請にすぐ応えられるような会に。そして、その響きは限りなく拡がり、併せて質の高い会を目指すことを意味します。

「退職者こだま会」は

○福祉の向上と、情報の収集伝達に力を入れます。

○他の退職者会のやらないこと、やれないことに挑戦します。

○非常識な老人エゴを排し、次の世代にも愛される会を目指します。

○恵まれない人々のため頑張ります。

○生ある限り、国際社会のためにつくします。

○次の世代の幸福を祈って、捨石への布石づくりをします。

○疾病の追放へとりくみます。内容のある、役に立つ会を目指します。

○常に現役の心構えで精進します。

「加入のおすすめ」と

会費納入ご案内

「退職者こだま会」へ加入ご希望の方には、規約・入会申込書、会費振込用紙などお送りします。お申込ください。

・所在地

〒231 横浜市中区本町四の三七  
神奈川県職労事務局内  
「退職者こだま会」宛  
(電話)〇四五(201)一一一一  
(内線七九五三)

振替口座 〇四五(一一一)三二七九

横浜銀行県庁支店  
普通預金口座番号 八七八、一三九

神奈川県労働金庫本店  
普通預金口座番号 〇六六、七三〇

郵便振替口座 横浜五―六六五八〇

・会費関係

(1)入会金 一、〇〇〇円

(2)終身会費 二〇、〇〇〇円

なお、年会費二、〇〇〇円もあります。

# 第六回 定期総会報告・議案

## 経過報告

一九八九年(平成元年)度

### ○第五回定期総会開催と今後の対応(改善方策)

設立総会を除く第四回定期総会までは、会の趣旨である心の交流をはかるため、箱根での宿泊を兼ねた総会を開催してきたが、出席者の偏在固定化、財政への圧迫、参加者の拡大と、横浜博開催期などを総合的に判断し、横浜市内での日帰りによる総会を開催したところ、五十名を超える出席を得ることができた。

当日は出席者全員に対するアンケートを実施したところ、当会に対する評価はおおむね好感をもって迎えられていたが、趣味の会等に対する希望が多く寄せられた。このため役員会でも趣味の会に対する具体的実施について全会員に対するアンケートを実施することに決定したが、未だ実現に移されていない。早急な着手を要する。

また、総会終了後の役員による反省会では、心の交流は不可欠として、総会終了後「はいーさよならー」では味気ないので第二次会的懇親会を次回からは、た

とえ、ささやかな試みでも実施するようしようとの合意ができた。

### ○執行体制の強化と、定例役員会の開催

会員数の増加と事務処理の円滑化をはかるため、前年に引き続き、専任事務局長をおき役員改選と共に青木幹事に就任を要請した。毎週火曜日を中心に週一〜二回出勤を煩し事務処理の円滑化と充実をはかった。更に代表幹事はか役員も可能な限り出勤し補佐事務を行った結果、ようやく懸案事項の処理がほぼできたといえる。これも出勤日のみだけでは限界があるので、自宅で可能なものは持帰って処理するなどの献身的努力の裏付けがあったので事務処理が円滑促進されたのである。

### ○事務室の開設

会の執運営を適正に行うには、専用の事務室が必要であるとの役員会での協議の結果、県職労本部に対し、当代表幹事名をもって、中央執行委員長に対し、事務室開設に対し便宜供与方要請文による陳情を十月十六日にしたところ、中央執行委員会での好意的承認を得て、十二月

上旬、県職労本部三階分室に、婦人部、青年部と共用の事務室にて執務することが可能になった。

### ○名簿作成委員会・会報編集委員会

かねてから懸案であった会員名簿の整備作成をここで早急に完成するための会員名簿作成委員会(川村・小山・串田各幹事)と会報編集の集団編集体制へ向け会報編集委員会(児玉・明田・上野各幹事)に庄司副代表幹事、青木事務局長が双方に陪席参加することで発足した。

会員名簿作成では、記載項目の欠如や不備を補足、訂正などを経て延五ヶ月かかって、ようやく整備作成することができた。

また、会報編集についても重点取材記事を年金と保健を中心としつつ編集を行ない、広告についても関連記事を掲載して実益に役立つよう努めた。

また、会則変更等についての検討もこの委員会で言うことになった。

### ○役員会(常任幹事会・役員会)開催

役員改選と共に、会則にはないが、運



営上、幹事の中から常任幹事を選出し、毎月第一週木曜日を原則として、常任幹事会と役員会を隔月毎に交互に開催したが、役員の多くが勤務されていることもあり、欠席もあり機能しなくなる恐れが生じたため、常任幹事会を中止し、役員会のみにする事となった。

### ○副代表幹事、諸星ヒサ子氏の逝去

昭和62年度(一九八七年)第三回定期総会で幹事就任、平成元年度(一九八九年)に副代表幹事として、常に役員の方針の役割を果していた諸星ヒサ子氏が、心臓病のため平成元年十二月十四日逝去された。惜みても余りある思いがする。

顧みれば、当会事業の活性化のため役員に就任を快諾されて以来、総会での名総合同会振りもさることながら、役員でも常に司会役をお願いし執行体制を支えていただいた。特に昭和63年九月十五日の第十八回高齢者大集会在川崎市体育館で開催の日、豪雨の中を会員出迎えのため長時間傘をさして立ちつづけられた在りし日の誠実な人柄の姿を思い浮べ涙が出てくるのである。謹んでご冥福をお祈りする。

したがって副代表幹事は現在一名欠員になっている。

④(前頁からつづく)  
○慶弔共済制度の導入

かねてから、会員や役員の中から会員死去に際し、弔慰を表すため花輪や献花など提供できる方策はないかという指摘もあり財政的に検討していたところ、全労済で、高齢者に対しても慶弔共済制度があることを発掘し、全労済と協議交渉の結果、終身会員、全員加入を対象に慶弔共済制度導入を第五回定期総会に提案承認を得た。幸にもこの前提となる会員名簿も整備されたので、十一月一日現在の終身会員二二四名に対し全労済との間に協定手続を進め、十一月三十日に協定完了、即日発効となった。現在まで会員一名に死亡弔慰金が支払われている。

○全労済・火災共済契約更新に際して対応(改善方策)

全労済、火災共済は、掛金が安く災害にあっても再取得価額保障が得られるので、退職後も引継ぎ加入される会員が多いが、何分にも当会の事務処理能力にも限界があったので、県職労の全面的な支援を得てきたが、何時までも依存が許されない状況にあったので、現事務処理体制で可能な限り対応することとなり、本年度の掛金一部の返戻金の通知、支払事務を取扱い。また、平成二年一月の契約更新に際しては県職労在職者の契約更新取扱いに際し、当会役員も立合い、今後の対応について実地に見聞し、次のよう

な事務手続が今後必要なことを確認した。

退職者(会員)が契約更新するときはその四つの場合である。

(1)一番多いのは、旧職場に依頼して、申込書、掛金等手続を委任する場合。  
(2)当日、本人が直接受付会場に持参する。しかしこれは全体の一割にも満たない。

(3)後日、県職労本部に現金を持参申込みする場合、これも少ない。  
(4)現金書留等で送金してくる。これも少ない。

(5)退職者(会員)が最も希望しているのは、銀行、郵便局などの口座振込である。したがって次回までに早急を実現できるように検討準備が必要である。

以上のことをふまえて次回からは会員に前もってこのことを通知、連絡する事務手続が必要となってくる。

○労働界の情勢

昨年来の総評、同盟、新産別などの労働団体を解散し、新しく連合体をつくる動きに対し、これに反対する勢力との間で、労働界を二分する大きな情勢の変化が起こってきたのは、周知のとおりである。当会と深いかわりのある県職労もこの流れに無縁ではなく、中央委員会、総会などで再三討論、採決の結果は、反対の態度が大きな流れになっていた。最終的には全組合員による全員投票が十

二月五日(火)行われた。(注)組合員総数一、五二一人、投票総数一〇、九四四票・投票率九四・九九%で批准され、「連合、自治労」には参加せず、全労連、全国連絡協へ加盟することとなった。しかし、残念なことに、これを不満とする組合員の一部が、自治労、県職労として分裂、別組合をつくった。

当会としては、役員会として協議したが、県職労の手続等は公平妥当なものとして、好意的に受けとめ、県職労の一本化に向けて側面的な支援をしてゆきたい。

○交流・集會等への参加

以上の労働情勢の余波を受けて退職者は親ほくが中心であるが、交流・集會への参加等は、従来に比し、氣くばり、氣がね、静観等が余儀なくされるが多くなりつつあるが、可能な限り、大局的見地に立つて参加する必要がある。

本年度は、六月十一日 消費税廃止等の「怒り」の県民大集會、九月一・二日 第三回全国高齢者大会、九月十四日 地公労集會、九月十五日の第19回高齢者大集會、十月二十六日 全日本自治体退職者会総会などに正式参加ないし、オブザーバーの形式で検討の上参加し、情勢把握に役立っている。

○会員の加入状況

第五回総会以降、毎月加入者が漸増し

つつあり、平成二年三月末日で約三百五十余名となった。本年度退職者に対しては、住所等の資料が未入手なので加入の誘い文等の発送を行っていないが、四百名を超えることを期待している。また、年会費から終身会費への切替が急速に増加している。

○ボランティア活動

「地球上に貧しい恵まれない人が一人でもいるうちは、我々の幸福はない」とは、さる著名なボランティア活動家の言葉であるが、本会でも昨年に引き続き、各方面に呼びかけて集めた、使用済切手、日本キリスト教海外医療協力会を通じて、二回多量送付し協力した。



一九九〇年(平成二年)度

## 活動方針(案)

### ○高齢者、退職者をとりにま く社会経済情勢

政府はなしくずし的に社会保障の解体、社会福祉の切り捨て策をすすめる「高齢化社会危機論」を国民に宣伝し、高齢化社会対策のためと称して、弱者にしわ寄せの消費税の強行成立、実施をした。

そして、この一年大企業には大幅な減税、また勤労者にもと言っているが、その恩恵に浴すのが年収5千万円を超える人々である。年金改悪、老人医療費高負担等、高齢者いじめが繰り返され、土地無策政策の地上げ攻勢で住む家を追われるなど高齢者攻撃から国民攻撃へと拡大して来ているのが経済大国日本の現状である。

政府は、高齢者若き世代を分断して対立させながら、自治体への責任と負担をもつべき公的な社会保障を、私的な扶養に転嫁させることで、社会保障、社会福祉などの予算を削減して軍備へまわしたり、財界への援助を陰に陽に増やそうとしている。

このような情勢のなかで、今後私達退職者会の役割はどうあるべきか等について検討し、活動方針として提案する。

(一)情報の収集・伝達・会報の発行  
職業等についていない会員の場合、個人活動の域をでないで生活を余儀なくされる、これらの会員にとつて情報の収集は困難であるう、そこであらゆる方面にアンテナを伸ばし、少しでも早く情報を会員に伝達出来るように、会報の発行を重視し臨時を含め、発行回数についても可能な限り努力する。

(二)会員の拡大・執行体制の充実  
現執行部においても、副代表幹事の欠員をきたしている。会の発展は充実した執行体制が重要と考えられる。よつて新規退職者を含めあらゆるルートをつなぎ、新入会員の拡大を進める必要がある。また、役員人事においても人材の確保に努めるため、会員の積極的な参画を希望する。

(三)福利厚生活動の強化  
昨年11月加入発足させた、当会慶弔共済制度の内容を会員に周知徹底を図り、加入促進に努めると共に新入会員や、現在の年会費会員に対して、終身会費会員への切替勧誘をすすめる。

### (四)各種団体との交流及び活動

消費税廃止をはじめ、国保、老人保健法、医療法の改悪等に反対する行動については、県職労との連携もさることながら関係団体と協力してこれらの行動に参加する。

### (五)学習会・趣味の会等の活動

年金、税金、医療費等の問題は私達退職者にとつて切り離しては考えられない訳であるが、案外判ってないのが実情である。それこれらについての学習会の開催や、会員の健康実態調査、趣味の会等についての希望などアンケート調査し、実態の把握に努める。

### (六)高齢者職場の開拓

新規退職者については、県職労と連携をとり非常勤再雇用を進めるが、既退職者についても可能な限り職場の開拓に努力する。外郭団体などへの就職については、窓口をつくりその人の健康や通勤等考えながら、地域支部との連絡もとり活動をすすめる必要がある。

また、アンケートなどを通じて高齢者職場開拓のアイデアを求めらる。

ボランティア活動についても健康維持のため(ボケ防止)積極的に参加されるようよびかけの運動をすすめる。

## 年金情報

平成元年度の物価上昇に伴う物価スライド分、二・三%の改定増額は平成二年六月分から支給されます。

昨年十二月十五日の年金改革法案の成立によつて、「完全自動物価スライド方式」が導入され、今後は前年度分の物価上昇分が次年度四月から政令により支給されることになった。

したがって昨平成元年度分物価スライドは二・三%となっているので、本年度四月から支給されることになっているが、この物価スライド加算額は、準備事務処理の都合により四、五月分(二ヶ月分)に上積みされて六月支給日(六月十五日)から支給される。私たちの活動も少しづつ実現されつつある。さらに頑張りましょうね。

1989年(平成元年)度決算書

Table with columns: 収入 (Income), 支出 (Expenditure), 項目 (Item), 予算額 (Budget), 決算額 (Actual), 摘要 (Remarks). Includes sub-sections for 会費 (Fees) and 雑収入 (Miscellaneous Income).

平成2年3月31日現在積立金合計額 3,425,515円

会計監査報告

収支証拠書類、預金通帳等についての監査の結果 妥当に執行されているものと認めます。 1990年5月17日

監査 本田安親 (印) 監査 田中英子 (印)

1990年(平成2年)度予算案

Table with columns: 収入 (Income), 支出 (Expenditure), 項目 (Item), 予算額 (Budget), 摘要 (Remarks). Includes sub-sections for 会費 (Fees) and 雑収入 (Miscellaneous Income).

事務局だより(主な行事など)

(1989.4.1~1990.3.31)

Table with columns: 年月日 (Date), 項目 (Item), 年月日 (Date), 項目 (Item). Lists various events and activities with dates and participant counts.

(注)定例幹事会 1989年4月までは毎月第一週火曜日 6月からは 〃 木 〃 事務処理は原則として毎週火曜日(幹事出勤)

当会副代表幹事

故 諸星ヒサ子さんを偲んで

彼女から学んだもの、  
教えられたことを生かす道

彼女の死は、私にとって人一倍痛恨の極みである。当会の役員にお願いしたのも私であるし、当会の将来にとって欠かすことのできない人材であったからである。

彼女との出会いは、今から30余年前、県職の中央執行委員として席を同じくし、彼女は初代の婦人部長として未だ20代の未婚の組合にとつて人気のマスコットの存在であった。小柄な身体の中に溢れる斗姿、そして誰からも愛される人柄からくる人望は、組合を離れても終始変わることがなかった。

山川菊栄女史の直弟子として、庶民的感觉を身につけ、当会の役員に昭和62年度第三回定期総会に就任されて以来、総会、懇親会での総合同会や、幹事会での司会役は、彼女以上の適役がないので、いつもお願いしていた。彼女にはいつも

「労組のよいところは取り入れ、悪い面は捨てさろう。」とか、「辞めたら、地位・名譽など根底から洗い流し、裸になって退職者の為にとり組まねば役員の資格はない。」など数々のご説法がなつかしく、

身が締まる思いである。

昨年の第五回定期総会後の役員反省会で「退職者こだま会」は会員の心の交流を大切にするのだから、次回は、総会閉会のあと、ささやかでもよいから、引続き、軽飲食で心の交流の懇親会を開催したらとの提案があり、鈴木三郎中執(前委員長)も是非やるべきで、県職労も協力するとの助言があり、第六回定期総会からは実施する方向が固まった。彼女も地下で喜んでくださるのではないか。

今から十年程前、ある雑誌で、公的年金は、退職後約十三年間受取らないと、元本がとれない。という記事があったが、真偽の程は別として、掛金は労使折半なので、少くも六年半は生きて受取らなくてはと思うのだが、彼女は退職後、僅か三年余で逝去された。運命とはいえ、早すぎる。

今、30年前の結婚式場での在りし日の花嫁姿を思い浮べたら……ご冥福を祈るのみである。合掌。

(代表幹事・児玉欣一郎)

◁ 終身会員への特典 ▷

一 慶弔 共 済 一

終身会員「退職者こだま会慶弔共済」概要

- § 全労済の慶弔共済制度を活用し、当会員の慶弔見舞い金制度として、終身会費会員を対象に全員加入を行なう。
- § 全労済と当会との間で協定を結ぶ。新会員加入及び切替に伴い年2回加入協定を更新する。
- § 掛金は終身会費の中から充当し、新たに徴収は行なわない。慶弔金の給付事項及び給付額は会員一人当たり右記の通りとする。
- § その他必要な事項は、毎年協定更新に際して協議する。

【慶弔金】

(会員一人あたり)

給付事項		給付金
死亡弔慰金	会 員	10,000円
	配 偶 者	5,000円
	子	2,000円
	親	2,000円
住宅災害見舞金	全 焼・全 壊	130,000円
	半 焼・半 壊	117,000円以内
	一部焼・一部壊	39,000円以内
	全 焼・全 壊	60,000円
	半	30,000円
	一 部 壊	2,000円
同居親族の死亡	床 上 浸 水	6,000円
		10,000円

年会員の方は切替(2万円-既納入分)で終身会員になれます。ご利用下さい。

# がんにならないぞ

国立がんセンター名誉院長 市川守一

塩の取り過ぎは、胃がんを

つくる危険を高める。しかし塩そのものには発がん性はな

には、ステーキも溶かすほど強力な塩酸が含まれている。それでも胃が自分を消化してしまわないのは、胃壁がペタペタした粘液によって覆われ、粘膜が保護されているからだ。粘液は胃粘膜のバリヤーなのである。

ところが、塩はこの粘液のバリヤーを壊し、胃壁をむき出しにする。

## 塩が胃粘膜を荒らす

### 身体を動かすことが大切

東京都老人総合研究所長 積田 亨氏に聞く

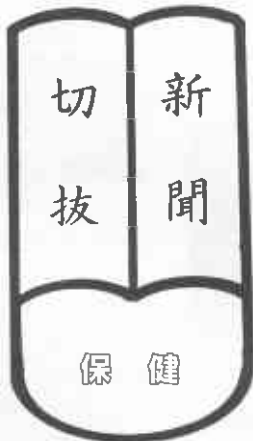
「心身ともに健康な老後のために心掛けることは、

「身体を動かすことが第一

です。寝たきりになると脳の活動も衰える。身体を動かしている

「お年寄りの場合、骨が弱くな

り多い。特に女性は閉経後、女性ホルモンが減って身体



「日本人の食生活は、戦後たんぱく質、脂肪の割合も増えて理想的なものになりましたが、唯一カルシウムだけが必要量に達せず、外国の半分

率がよく一日一合(一八〇cc)老婦人なら二合が望ましい」

「骨を支える筋肉の衰えも

防がねばなりません。筋肉は

## 牛乳飲む習慣を

カルシウム摂取、骨強く



ふだん食べている野菜や果物の中に、発がん性と密接に関連する変異原性を迎える未知の物質がかなりの量含まれていることが農水省食品総合研究所の篠原和毅室長らの研究で明らかになった。

## 野菜、果物やはり制がん効果

これまで野菜や果物には酵素のペルオキシダーゼ、植物繊維、ビタミンCなどの抗変異原物質が含まれていること裏付けられた。

### 高血圧は要注意

## たんぱく質 摂取で予防を

血圧の高い人に脳卒中が多い。脳卒中の原因を大別すると、脳の血管が切れて出血するものと、脳の血管がつまるものとに分けられる。脳の血管が切れて出血するものは、脳出血とくも膜下出血。脳出血は文字通り脳そのものの中に出血する。脳の表面は内側から軟膜、くも膜、硬膜の三層の膜で覆われているが、くも膜の下に出血した状態をくも膜下出血という。果がある。

神奈川県職労

壮年部第13回定期総会報告

■とき 3・23～24日 ■ところ 箱根・大平荘

昨年総会で旧名称・中高年部から荘年部に名称変更された荘年部は、十年も若返ったように、この一年間、トレーニングマシンで汗を流し、また鎌倉建長寺で座禅体験、さらに丹沢札掛山荘で林業と福祉の勉強から三崎沖での漁業研修など驚くほどの活動をされて来た。



総会では、会員から退職後の就職問題等の質疑が活発に行われた。

この荘年部の総会が去る3月、箱根で宿泊を兼ねて開催、当会からは、代表幹事・川村、串田両幹事のほか、前部長の明田幹事が功労者として別に招待をうけた。

第一日は代議員60余名出席を得て開催、午前中は、一般経過報告・運動方針などの提案、昼食休憩中は希望者には社交ダンス初心者教室

午後は慶応大学山本和郎教授のユーモア混えた「サラリーマン・ストレス歳時記」、夕食時の懇親会のあと、囲碁・将棋大会、カラオケ大会。名酒鑑賞会などのしく深夜までつづく。

翌日は総会討論再開、退職後の就職についてとくに活発な質疑が行われ、十一時閉会した。なお、今後壮年部の行事に参加したい方は申し出られたらよいと思う。便宜をはかってくださる筈である。

N新聞社説(平成元年3月21日付)から

『年金65歳支給実現の前に必要なこと』

年金法改正案の「六十五歳支給」は、老人人口増加の中で年金制度を維持するための一つの選択である。六十五歳支給にしなければ、年金額を下げるか、将来の負担を重くしなければならぬ。それにもかかわらず、この案に反対が強いのは、一つには「六十五歳まで働く場がないため、その間の収入をどうするか」との不安であろう。と同時に、政府が本気で雇用延長に取り組むのか、という疑問も背景にあるように思える。

する年金へのかかわりがはつきりとせず、従来通り保険料だけの議論というのはやはりおかしい。

二つ目は、六十五歳支給にしたからといって、保険料負担が二六・一%で済むのか、という疑念だ。五年前の推計では、六十五歳支給にすれば保険料の限界は二三・九%となっていた。平均寿命の伸びが当初予想を上回ったのが原因だが、わずか五年で見通しが変わるようでは、国民が不信を抱くのも無理はない。

「六十五歳支給」は、年金水準を維持することを前提とすればやむを得ない選択とも言えるが、それを実現するために、指摘したような問題点について信頼するに足る答えを出さなければならぬ。さらに、反対する側も現実的な対策を示す必要がある。だれもが「高い年金、低い負担」を望むが、将来にわたってそれを求めるのは不可能である。過去に「当面は低負担、高年金」を選んだために、そのツケが既にまわってきている。今また繰り返せば次世代への責任は果たせない。将来を見据えた責任ある議論と結論を望む。

(注)公務員も六十五歳にするという。

そして公務員などの共済年金の方は六十五歳支給にする計画がない、というのも民間サラリーマンにとって釈然としなれないものがある。さらには四月から導入される消費税が年金財政にどう奇与するのか、という説明がない。消費税は「高齢化社会の財源対策」として決まったはずである。高齢化社会で最も財源を必要と

編集・発行者  
県職労本部内  
退職者こだま会  
発行人 児玉欣一郎  
発行日 1990. 6. 1

No. 16

横浜市市中区本町4～37  
TEL 045-212-3179(直通)  
045-201-1111  
(内線7953)